

別添

申出の解釈・運用基準

1 申出の範囲

(1) 趣旨及び内容

銃砲刀剣類は人を殺傷する能力を有する危険物であることから、不適格者がこれを所持する場合には、凶悪犯罪に悪用されるおそれがあるのみならず、付近の住民に著しい不安感を与え、国民の安全・安心に対する重大な脅威となる。

しかしながら、現行法では警察が情報の提供を受けた場合に適切な措置をとるべきことが明らかにされていないので、警察は情報提供があっても組織的かつ適切な対応はしないとの誤解から、国民の不安感を増大させるおそれがある。また、有益な情報を有する者でも情報提供を控えてしまうことがあると考えられる。

そこで、付近住民等の不安感の解消を図るとともに、不適格者に関する情報を早期に把握し、銃砲刀剣類による危害を防止するため、何人も、付近に居住する者等で銃砲刀剣類を所持するものが、その言動等から当該銃砲刀剣類により人の生命、身体等を害するおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができることとしたものである。

(2) 解釈

ア 法第29条第1項中「同居する者」とは、同一の住居で日常生活を共にしている者で親族には限られないが、「同居」とは法第5条第5項の「同居の親族」と同じ概念である。

具体的には、同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしている全くの別世帯とみなされるものは、同居とは認められないが、家計は別でも食事や入浴等は共にしている等共同生活の実態がある場合には同居と認められると考えられる。

イ 法第29条第1項中「付近に居住する者」とは、申出の対象者の近くに居住する者をいい、その範囲は社会通念により判断される。

ウ 法第29条第1項中「勤務先が同じである者」とは、通常勤務している場所が同じである者をいう。ただし、申出制度の趣旨が自らの「身近」に銃砲刀剣類所持者がいることに係る不安感の解消等にあることにかんがみれば、例えば、同一の建物内にある別会社に勤務している場合や同一の会社法人であるが支店が異なる場合は「勤務先が同じ」には当たらないと考えられる。

エ 法第29条第1項中「他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思料する」とは、銃砲又は刀剣類を所持させることが他人の生命、身体、財産や公共の安全に対する脅威を与えること又は自殺のおそれがあると思料する事情があれば足り、欠格事由に該当することについて、客観的・合理的な根拠があることを必要とする趣旨ではない。

オ 申出は、許可を受けて銃砲刀剣類を所持する者に係るものに限られず、例え

ば、指定射撃場の設置者又は管理者等許可を受けずに銃砲刀剣類を所持する者に係るものも含まれ得る。

カ なお、申出とは、進んで言って出る行為を意味することから、例えば、警察が調査をした際に聴取した不適格者に関する情報のすべてが法第29条の規定による申出に該当するわけではない。調査の際に聴取した情報については、情報が提供された際の経緯に着目し、積極的に情報が提供された場合にはその他の要件を満たせば申出に該当すると認められる。また、そうでない場合でも住民から申出として処理をしてほしいとの意思があるか否かにより、判断することとする。

(3) 警察安全相談や苦情の申出との関係

銃砲刀剣類を所持する者に関し、都道府県警察に対して提供される情報は、必ずしも法第29条の規定による申出である旨を明示した形で都道府県警察に寄せられるわけではなく、警察安全相談や警察法第79条の苦情の申出等の形でなされることも想定される。

そこで、都道府県警察としては、これらの相談や苦情の申出等への対応に際しては、提供された情報の内容を実質的に判断し、法第29条の規定による申出に該当するものであれば、同条に従った適切な処理も行わなければならない。

2 申出の方法

申出の方法については、国民の利便性に配慮した柔軟な運用を行うことがその制度の趣旨にかなうものであり、文書、口頭その他適当な方法により、申し出ることができるものとし、法令により様式を定めないものとする。そして、様式の如何にかかわらず、全体の内容から判断して申出に該当すると認められるものは、申出として受け付けること。

(1) 法第29条の規定に基づき、文書により申し出ようとする者には、次に掲げる事項を記載した申出書を提出させること。

- 一 申出人の氏名、電話番号及び住所又は勤務先
- 二 申出の対象者の氏名等対象者の人定に関する事項
- 三 申出の趣旨
- 四 その他参考となる事項

(2) 口頭による申出を受け付ける場合には、上記の事項を聴取するよう努めること。

(3) そのほか、全体の内容からして申出に該当するものであれば、Eメール、ファクシミリその他適当な方法による申出も受け付けること。

3 申出の手続

(1) 受付の体制

銃砲刀剣類所持の許可権限が都道府県公安委員会にあることから、都道府県公安委員会をあて先としているが、できる限り住民にとって申出をしやすい環境を整備し、不適格者に関する情報を早期に把握して銃砲刀剣類による危害を防止す

るため、申出者は、警察本部（公安委員会事務担当部署を含む。）及び警察署はもちろんのこと、交番、駐在所等に対してなされたものであっても、法第29条の規定による申出として取り扱うものとする。

(2) 公安委員会に対する報告

警察本部の銃刀行政担当部門は、自ら直接受け付けた申出のほか、警察本部の他の所属（公安委員会事務担当部署を含む。）や警察署、交番、駐在所等において受け付けた申出すべてについてその整理に当たるとともに、速やかに公安委員会に対する報告を行うこととする。ただし、以前申出がなされたもので、調査の結果該当する事実がなく、その後の状況の変化もないのに、同一内容の申出が繰り返される等定型的な処理その他急訴に類するような迅速に処理すべき申出については、公安委員会があらかじめ示した方針の下で、調査及びその結果を踏まえた措置を講じ、その結果の報告と併せて受理の報告を行うことは許容される。

4 申出の処理

(1) 調査等の公安委員会への報告

警視庁及び道府県警察本部は、公安委員会を補佐するため、必要な調査及びその結果を踏まえた適当な措置を行うとともに、その結果を公安委員会に報告することとする。

(2) 必要な調査

警視総監及び道府県警察本部長は必要な調査及びその結果を踏まえた適当な措置を執ることとなる。

ここで、「必要な調査」とは、申出の内容により異なるものの、例えば、

- ・ 申出を行った者から、申出の詳細な内容等を聴取すること
- ・ 申出の対象となった者の粗暴な言動が問題となっている場合に、近隣住民や、必要に応じて家族から平素の振る舞いについて聞き取り調査を行うこと（法第13条の2）
- ・ 申出の対象となった者がアルコール中毒者の疑いがある場合に、病院への照会を行うこと（法第13条の2）
- ・ 申出の対象となった者が自殺をするおそれがある場合に、必要に応じて本人に病院への通院の有無等を報告させること（法第12条の3）

等が考えられる。

また、「適当な措置」とは、申出に対する調査の結果により異なるものの、例えば、

- ・ 実包等を保管委託するよう行政指導を行うこと
- ・ 許可に条件を付すこと（法第4条第2項）
- ・ 危害予防上必要な措置を執るよう指示すること（法第10条の9）
- ・ 立入検査を行うこと（法第10条の6第2項）
- ・ 許可を取り消すこと（法第11条）
- ・ 銃砲刀剣類の提出を命じ、これを保管すること（法第13条の3第1項）

等が考えられる。

(3) 調査及び措置状況の公安委員会に対する報告

必要な調査及びその結果を踏まえた措置状況についての公安委員会に対する報告については、警察本部の銃刀行政担当部門等が行うこととなるが、その方法については公安委員会の定めるところによること。

(4) 銃砲管理業務への入力

警察本部の銃刀行政担当部門は、3(2)で整理に当たった申出に係る情報のうち、調査を行った結果事実がないと分かったものを除き、申出を受け付けた日時、申出対象者を管轄する警察署名及び申出の概要を、銃砲管理業務の管理ファイルへ登録するものとする。

(5) 処理結果の通知

都道府県公安委員会からの申出人に対する回答は義務付けられているものではないが、申出人に対して調査の結果を通知することが適当な場合もあり得ると考えられる。個別具体の事例に即し、申出の対象者や調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等への配慮の必要性や通知した場合の影響等を総合的に勘案し、都道府県警察において適切に判断すること。

5 申出が管轄公安委員会以外の都道府県公安委員会になされた場合の取扱い

法第29条の規定による申出が誤って管轄公安委員会以外の公安委員会に対してされたときは、当該申出を受けた公安委員会は、当該申出者に対し、管轄公安委員会を教示の上、改めて管轄公安委員会に申出をしてもらうこととなるが、申出処理の円滑化を図るために、当該申出の処理に当たる公安委員会に対し、当該申出について連絡することが望ましい。

6 申出に係る情報の取扱い

申出を行った事実が申出の対象者等に知られ、新たなトラブルが発生することがないように、申出人の氏名その他その特定に資する事項に係る情報の取扱いには慎重を期すこと。

7 法第29条の規定による申出に該当しない不適格者情報の処理

申出の対象者が「同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲刀剣類を所持するもの」に該当しない場合や匿名のためにこの要件に該当するかが判断できない場合には、当該申出は法第29条の規定による申出には該当しない。ただし、このような場合であっても、銃砲刀剣類所持者の不適格性に関する情報については、そのすべてを警察本部の銃砲行政担当部門において集約・整理し、法第29条の規定による申出に準じ、誠実に処理すること。